

公立大学法人福島県立医科大学職員給与規程

(平成 18 年 4 月 1 日規程第 27 号)

- 改正 平成 18 年 11 月 21 日規程第 111 号
- 改正 平成 18 年 12 月 26 日規程第 112 号
- 改正 平成 19 年 3 月 26 日規程第 40 号
- 改正 平成 19 年 4 月 12 日規程第 41 号
- 改正 平成 20 年 3 月 17 日規程第 11 号
- 改正 平成 20 年 11 月 28 日規程第 12 号
- 改正 平成 21 年 3 月 30 日規程第 13 号
- 改正 平成 21 年 5 月 29 日規程第 14 号
- 改正 平成 21 年 11 月 30 日規程第 31 号
- 改正 平成 22 年 4 月 1 日規程第 28 号
- 改正 平成 22 年 8 月 2 日規程第 34 号
- 改正 平成 22 年 12 月 1 日規程第 41 号
- 改正 平成 23 年 4 月 1 日規程第 5 号
- 改正 平成 23 年 9 月 1 日規程第 37 号
- 改正 平成 24 年 1 月 1 日規程第 49 号
- 改正 平成 24 年 4 月 1 日規程第 3 号
- 改正 平成 24 年 6 月 1 日規程第 23 号
- 改正 平成 25 年 4 月 1 日規程第 6 号
- 改正 平成 25 年 5 月 12 日規程第 24 号
- 改正 平成 26 年 4 月 1 日規程第 3 号
- 改正 平成 26 年 12 月 26 日規程第 24 号
- 改正 平成 27 年 3 月 31 日規程第 50 号
- 改正 平成 28 年 3 月 18 日規程第 20 号
- 改正 平成 28 年 4 月 1 日規程第 4 号
- 改正 平成 29 年 1 月 11 日規程第 63 号
- 改正 平成 29 年 4 月 1 日規程第 9 号

(目的)

- 第 1 条 この規程は、公立大学法人福島県立医科大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第 30 条の規定に基づき、常勤の職員の給与、諸手当に関し必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 この規程に定めのない事項については、福島県の「職員の給与に関する条例（昭和 26 年 3 月 27 日福島県条例第 9 号）」、「職員の給与の支給に関する規則（昭和 35 年

1 2月8日福島県人事委員会規則第7号) 」及びその他の給与等関係規則等の規定を準用する。

(給料)

第2条 給料は、職員就業規則に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬とする。

2 諸手当は、給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当とする。

(給料表)

第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般職給料表(別表第1)
 - (2) 教育職給料表(別表第2)
 - (3) 医療職給料表(一)(別表第2の2)
 - (4) 医療職給料表(二)(別表第3)
 - (5) 医療職給料表(三)(別表第4)
 - (6) 技能労務職給料表(別表第5)
- 2 一般職給料表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。
- 3 教育職給料表は、教授、准教授、講師、助教及び助手である職員に適用する。
- 4 医療職給料表(一)は、医師及び歯科医師である職員に適用する。
- 5 医療職給料表(二)は、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、歯科衛生士、はり師、きゅう師及び柔道整復師である職員に適用する。
- 6 医療職給料表(三)は、保健師、助産師、看護師及び准看護師である職員に適用する。
- 7 技能労務職給料表は、技能職員、運転士、ボイラー技士、調理師、看護助手、動物管理員である職員に適用する。

(職務の級)

第4条 職員の職務は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づいて前条の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は別表6に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務として理事長が定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

2 職員の職務の級は、別に定める基準に従い、理事長が決定する。

(初任給及び昇給等の基準)

第5条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、別に定める初任給の基準に従い決定する。

2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、別に定めるところにより決定する。

3 職員の昇給は、別に定める場合を除き毎年1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

4 前項の規定により職員（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（教育職給料表及び医療職給料表（一）の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級の職員並びに一般職給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が7級以上の職員で別に定めるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員のうちこれに相当する職員として当該給料表につき別に定める職員にあっては、3号給）とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

5 55歳（教育職給料表、医療職給料表（一）及び技能労務職給料表の適用を受ける職員は57歳）に達した日以後の最初の3月31日を超えて在職する職員に関する第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員であって理事長の定めるものに限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、理事長が定める基準に従い決定するものとする。

6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

8 前各項の規定にかかわらず、再雇用された職員の給料月額は、その者に適用される給料表の再雇用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

（給料の調整）

第6条 前条に定める場合のほか、職員の号給又は給料月額が他の職員の号給又は給料月額との権衡上を失すると認めるときは、その者の号給又は給料月額を調整することができる。

（再雇用短時間勤務職員の給料月額）

第7条 再雇用職員のうち、短時間勤務の職を占める職員（以下「再雇用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、第5条第8項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に定められたその者の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする。

(給料の支給方法)

第8条 給料は、月の初日から末日までの期間につき、給料の月額を全額を支給する。

- 2 給料の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が、祝日法による休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い祝日法による休日、日曜日又は土曜日でない日を給料の支給日とする。

第9条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。ただし、死亡したときは、その月分全額を支給する。
- 3 前2項の規定により給料を支給する場合であって、月の初日から支給するとき及び月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(給料の調整額)

第10条 給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比べて著しく特殊な職として別表第7-1で定める職員に対して、その特殊性に基づき給料の調整額を支給する。

- 2 給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第7-2に掲げられた調整基本額にその者に係る別表7-1の下欄に掲げる調整数を乗じて得た額（再雇用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員にあっては、その額にその者が別に定められている勤務時間を就業規則第37条に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てた額）とする。
- 3 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えないものとする。

(給料の特別調整額)

第11条 管理又は監督の地位にある職員の職のものは、その特殊性に基づき、給料月額につき、給料の特別調整額（以下「特別調整額」という。）を支給する。

- 2 特別調整額を受ける職員の職及び区分は、別表第8のとおりとし、当該職員に支給する特別調整額にあっては、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職員の1種から4種までの区分に応じ、別表第8の2に定める額とする。

(初任給調整手当)

第12条 次の各号に掲げる職に採用された職員には、当該各号に定める額を、初任給調整手当として支給する。

- (1) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員には、採用の日から35年以内の期間、別表第9に定める額
- (2) 医学又は歯学に関する専門知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員には、採用の日から35年以内の期間、別表第9の2に定める額を支給する。

(扶養手当)

第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員(以下「一般職9級以上職員等」という。)に対しては、支給しない。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員(以下「一般職8級職員等」という。)にあつては、3,500円)、前項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第14条 新たに職員となった者に扶養親族（一般職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職9級以上職員等から一般職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合（一般職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び一般職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合を除く。）
- (3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
- (4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第一号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（一般職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、一般職9級以上職員等から一般職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職9級以上職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（一般職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第一号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、一般職9級以上職員等以外の職員から一般職9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職9級以上職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に

されたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第一号又は第三号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第一号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族(一般職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある一般職9級以上職員等が一般職9級以上職員等以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある一般職8級職員等が一般職8級職員等及び一般職9級以上職員等以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で一般職9級以上職員等以外のものが一般職9級以上職員等となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で一般職8級職員等及び一般職9級以上職員等以外のものが一般職8級職員等となった場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第14条の2 医療職給料表(一)の適用を受ける職員には、当分の間給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に100分の16を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

(住居手当)

第15条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するための住宅を借り受け、月額9,500円を超える家賃を支払っている職員(公舎に居住している職員を除く。)
- (2) 第17条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(公舎を除く。)を借り受け、月額9,500円を超える家賃を支払っているもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号に掲げる額の合計額)とする。

- (1) 前項第一号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額
ア 月額20,500円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から9,500円を控除した額
イ 月額20,500円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から20,500円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額
 - (2) 前項第二号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
- 3 住居手当の支給は、職員が新たに第1項の要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。
- 4 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(通勤手当)

第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。)
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、か

つ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)及び次に定めるところにより算出したその者(新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。))を利用しなければ、通勤することが困難である職員又は長時間の通勤時間を要することとなる者に限る。)の支給単位期間の通勤に要する特別料金等(新幹線鉄道等を利用する場合には、その利用により通勤時間が30分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの、また、高速自動車国道等の有料道路を利用する場合には、その利用による通勤の時間及び距離の短縮並びに職員の通勤に係る交通事情等に照らしてその利用により得られる通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの、の利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。)の額に相当する額(以下「特別料金等相当額」という。)の合計額。ただし、運賃等相当額及び特別料金等相当額の合計額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額等の額」という。)が63,000円を超えるときは、支給単位期間につき、1箇月当たりの運賃等相当額等の額と63,000円との差額の2分の1を63,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額及び特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額等の額の合計額が63,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、1箇月当たりの運賃等相当額等の額と63,000円との差額の2分の1を63,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

ア 通常用定期乗車券(これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。)を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 通用期間が支給単位機関である定期券の価額

イ 前号以外の交通機関等 その使用が最も経済的かつ合理的であると認められる回数乗車券等の通勤21回分(交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均一箇月当たりの通勤所要回数分)の運賃等の額

(2) 前項第二号に掲げる職員 通勤のために自転車のみを使用する職員にあつては2,000円、その他の職員にあつては次の表の上欄に掲げる片道の自動車等の使用距離の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。(再雇用短時間勤務職員のうち、1箇月あたりの通勤所要回数が10回に満たないものは、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額)

片道の自動車等の使用距離	手当額	
	自動車	自動車以外の原動機付きの交通用具
2 km以上 4 km未満	2,200 円	2,000 円
4 km以上 6 km未満	3,300 円	2,000 円
6 km以上 8 km未満	4,500 円	2,300 円
8 km以上 10 km未満	5,600 円	2,800 円
10 km以上 12 km未満	6,700 円	3,400 円
12 km以上 14 km未満	7,800 円	3,900 円
14 km以上 16 km未満	8,900 円	4,500 円
16 km以上 18 km未満	10,100 円	5,100 円
18 km以上 20 km未満	11,200 円	5,600 円
20 km以上 22 km未満	12,300 円	6,200 円
22 km以上 24 km未満	13,400 円	6,700 円
24 km以上 26 km未満	14,500 円	7,300 円
26 km以上 28 km未満	15,600 円	7,800 円
28 km以上 30 km未満	16,800 円	8,400 円
30 km以上 32 km未満	17,900 円	9,000 円
32 km以上 34 km未満	19,000 円	9,500 円
34 km以上 36 km未満	20,100 円	10,100 円
36 km以上 38 km未満	21,200 円	10,600 円
38 km以上 40 km未満	22,400 円	11,200 円
40 km以上 45 km未満	24,800 円	12,400 円
45 km以上 50 km未満	27,200 円	13,600 円
50 km以上 55 km未満	29,500 円	14,800 円
55 km以上 60 km未満	31,600 円	15,800 円
60 km以上 65 km未満	33,200 円	16,600 円
65 km以上 70 km未満	35,700 円	17,900 円
70 km以上 75 km未満	38,300 円	19,200 円
75 km以上 80 km未満	40,800 円	20,400 円
80 km以上	43,400 円	21,700 円

- (3) 前項第三号に掲げる職員 前二号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額等の額及び前号に定める額の合計額が 63,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と 63,000 円との差額

の2分の1を63,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第一号に定める額又は前号に定める額

- 3 通勤手当の支給は、職員が新たに第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその者が同項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合に置いてはその者が同項の職員たる要件を欠くに至った日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給開始については、届出が、これにかかる事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 4 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。
- 5 通勤手当を支給されている職員につき、次の事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して返納させるものとする。
 - (1) 離職し、若しくは死亡した場合又は第1項各号に掲げる職員たる要件を欠くに至った場合
 - (2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合
 - (3) 月の中途において休職にされ、停職にされ、又は育児休業法第2条の規定により育児休業をした場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき
 - (4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの全日数にわたって通勤しないこととなる場合

(単身赴任手当)

第17条 勤務場所を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することになった職員で、当該異動の直前の住居から勤務場所に通勤することが通勤距離等から困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額、30,000円(職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。))が100km以上である職員にあつては、その額、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて定める額を加算した額とする。

(特殊勤務手当)

第18条 著しく危険、不快、不健康又は著しく特殊な勤務に従事する職員に対し、特殊勤務手当を支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、別に定める。

(甲状腺検査手当)

第18条の2 県民健康管理調査事業に基づき行う甲状腺検査業務に従事する職員に対し、甲状腺検査手当を支給する。

- 2 甲状腺検査手当を支給する要件、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、別に定める。

(会津医療センター診療応援手当)

第18条の3 会津医療センターへの診療応援業務に従事する職員に対し、会津医療センター診療応援手当を支給する。

- 2 会津医療センター診療応援手当を支給する要件、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、別に定める。

(給与の減額)

第19条 職員が勤務をしないときは、公立大学法人福島県医科大学職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程(以下「勤務時間規程」という。)第2条の4第1項に規定する超勤代休時間、祝日法による休日(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は年末年始の休日(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき理事長の承認(育児休業、介護休暇を除く。)のあつた場合を除き、その勤務しない全時間について1時間につき、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

(超過勤務手当)

第20条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じて定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務

100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

100分の135

2 再雇用短時間勤務職員が正規の勤務時間が割り振られた日において正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、「100分の100」とする。

3 第1項の規定に定めるもののほか、勤務時間規程第4条の規定により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(この項から第5項までにおいて「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4 再雇用短時間勤務職員が勤務時間規程第4条の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、前項の規定にかかわらず、超過勤務手当は、支給しない。

5 次の各号に掲げる時間の合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)

(2) 第3項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間(前項に規定する38時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間を除く。) 100分の50

6 勤務時間規程第2条の4に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかつた時は、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対して

は、当該時間1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

(1) 前項第1号に規定する時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する割合を減じた割合

(2) 前項第2号に規定する時間 100分の50から第3項に規定する割合を減じた割合
7 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「第1項に規定する割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(休日給)

第21条 祝日法による休日等（毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては別に定める日）及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日給として支給する。

(夜勤手当)

第22条 正規の勤務時間として又は就業規則第38条の規定に基づく専門業務型裁量労働制の勤務として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

(端数計算)

第23条 第19条の規定により勤務しない1時間につき減額する額を算定する場合において、当該額に、1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 第20条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日給又は夜勤手当の額を算定する場合において、当該額に、1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

第24条 第19条から第22条までに規定する全時間に1時間未満の端数を生じた場合の取扱いについては、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 第19条の規定を適用する場合

30分以上 30分

30分未満 切り捨て

(2) 第20条から第22条までの規定を適用する場合

- 30分以上 1時間
- 30分未満 切り捨て

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第25条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び次に掲げる手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたものから7時間45分(再雇用短時間勤務職員にあっては、7時間45分に定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間)に1.8を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

- (1) 初任給調整手当
- (2) 地域手当
- (3) 特殊勤務手当(月額で定められているものに限る。)

(宿日直手当)

第26条 宿日直勤務を命ぜられた医師又は歯科医師には、その勤務1回につき20,000円を、医師又は歯科医師以外の職員には、その勤務1回につき5,300円を宿日直手当として支給する。

(管理職員特別勤務手当)

第27条 第11条に規定する職にある職員(以下「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務したときは、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、第1項の規定による勤務1回につき、次の各号に掲げる当該職員の属する第11条第2項に規定する区分(第30条において「区分」という。)に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、勤務に従事した時間が6時間を超える場合には、下記の額にそれぞれ100分の150を乗じて得た額とする。
 - (1) 一種 12,000円
 - (2) 二種 10,000円
 - (3) 三種 8,000円
 - (4) 四種 6,000円
- 4 管理職員特別勤務手当の額は、第2項の規定による勤務1回につき、次の各号に掲げる当該職員の属する第11条第2項に規定する区分に応じ、それぞれ当該各号に定める

額とする。

- (1) 一種 6,000 円
- (2) 二種 5,000 円
- (3) 三種 4,000 円
- (4) 四種 3,000 円

5 第1項の勤務をした後、引き続いて第2項の勤務をした特別調整額の支給を受ける職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

(特定の職員についての適用除外)

第28条 第20条から第22条までの規定は、管理職員には適用しない。

2 第12条から第14条の2まで、第32条の規定は再雇用職員、再雇用短時間勤務職員には適用しない。

(超過勤務手当等の額の特例)

第29条 職員が月額で定められている特殊勤務手当以外の特殊勤務手当の支給を受ける勤務をした場合において、その勤務が第20条から第22条までに規定する給与の支給対象となるものであるときは、これらの規定による給与の額に別に定める額を加えた額をそれぞれ超過勤務手当、休日給又は夜勤手当として支給する。

(期末手当)

第30条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び附則第4項第3号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日(これらの日が日曜日に当たるときはそれぞれの日の前々日とし、これらの日が土曜日に当たるときはそれぞれの日の前日)に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは死亡した職員についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の132.5を乗じて得た額(一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに一種又は二種の区分の特別調整額の支給を受けるもの(「特定幹部職員」という。)にあつては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の112.5を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

- (4) 3箇月未満 100分の30
- 3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の132.5」とあるのは「100分の75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の65」とする。
- 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第4項第3号において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 5 職員のうち別表第10に定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職務段階等を考慮して定める同表下欄に掲げる割合を乗じて得た額(管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に次の各号に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- (1) 一種の区分の特別調整額を受ける職員 100分の25
- (2) 二種の区分の特別調整額を受ける職員 100分の15

(勤勉手当)

- 第31条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び附則第4項第4号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、それぞれの基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ6月30日及び12月10日(これらの日が日曜日に当たるときはそれぞれの日の前々日とし、これらの日が土曜日に当たるときはそれぞれの日の前日)に支給する。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、次項に定める職員の勤務期間による割合(次項において「期間率」という。)に別に定める職員の勤務成績による割合を乗じて得た割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。
- (1) 前項の職員のうち再雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第4項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の85(特定幹部職員にあっては、100分の105)を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち再雇用職員 当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に、100分の40(特定幹部職員にあっては、100分の50)を乗じて得た額の総額
- 3 期間率は、次の表の上欄に掲げる基準日以前6か月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる割合とする。

勤務期間	割合
6か月	100分の100
5か月15日以上6か月未満	100分の95
5か月以上5か月15日未満	100分の90
4か月15日以上5か月未満	100分の80
4か月以上4か月15日未満	100分の70
3か月15日以上4か月未満	100分の60
3か月以上3か月15日未満	100分の50
2か月15日以上3か月未満	100分の40
2か月以上2か月15日未満	100分の30
1か月15日以上2か月未満	100分の20
1か月以上1か月15日未満	100分の15
15日以上1か月未満	100分の10
15日未満	100分の5
0	0

4 第2項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 第30条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。

(寒冷地手当)

第32条 寒冷地手当は、毎月11月から翌月3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において次に掲げる職員（以下この条において「支給対象職員」という。）に対して支給する。

会津若松市の地域に在勤する職員

2 前項に係る支給対象職員の寒冷手当の月額は、別表第11に掲げる地域区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

(休職者の給与)

第33条 職員が職務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。第6項において同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第18条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第18条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれの100分の80を支給する。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第18条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれの100分の80を支給する。
- 4 職員が就業規則第18条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれの100分の60以内で理事長が定める額を支給する。
- 5 職員が、就業規則第18条第1項第3号又は第5号(次項に掲げる場合を除く。)に規定する事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれの100分の70以内で理事長が定める額を支給する。
- 6 職員が就業規則第18条第1項第5号に掲げる事由に該当して休職にされた場合で、その原因が職務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれの100分の100以内で理事長が定める額を支給する。
- 7 就業規則第18条第1項の規定により休職にされた職員には、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

(専従休職者の給与)

第34条 専従休職の許可を受けた職員には、その許可の効力が有する間はいかなる給与も支給しない。

(給与の口座振込み)

第35条 給与は、職員から申出があるときは、その全部又は一部をその者の預金口座への振込みの方法により支給することができる。

(この規程の施行に関し必要な事項)

第36条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 本規程の運用に関しては、第36条の規定にかかわらず、当分の間、この規程及び関係要綱等に定めるところに抵触しない限りにおいて、なお従前の例によるものとする。

3 当分の間、第12条中「35年以内」あるのは、採用の日から教育職給料表及び医療職給料表（一）の適用を受けなくなる日までの期間と、「別表第9に定める額」「別表第9の2に定める額」とあるのは、別表第9に定める額に5万円を加算した額（当該期間が35年以上である職員にあっては、5万円）と、別表第9の2に定める額に5万円を加算した額とする。

4 職員（次の表の給料表の欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再雇用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級の欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、平成32年3月31日までの間、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の0.9を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の99.1を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項及び附則第6項から第8項までにおいて「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項、附則第6項及び第7項において「給料月額減額基礎額」という。））

(2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の0.9を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）

(3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第30条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に職務段階等を考慮して定める別表第10下欄に掲げる割合を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に同項各号に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の0.9を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に職務段階等を考慮して定める別表第10下欄に掲げる割合を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に同項各号列記の部分に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条

第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)

(4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第31条第5項において準用する第30条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に職務段階等を考慮して定める別表第10下欄に掲げる割合を乗じて得た額(管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に同項各号に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第8項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第31条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の0.9を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第5項において準用する第30条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に職務段階等を考慮して定める別表第10下欄に掲げる割合を乗じて得た額(管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に同項各号に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第8項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第31条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額)

(5) 第33条第1項から第6項までの規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第33条第1項 前各号に定める額

イ 第33条第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第33条第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第33条第5項又は第6項 第1号から第3号までに定める額に、同条第5項又は第6項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

給料表	職務の級
一般職給料表	6級
教育職給料表	4級
医療職給料表(二)	6級
医療職給料表(三)	6級

5 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

6 附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第19条の規定

により減額される給与の額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た額に100分の0.9を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

7 附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される職員について第20条から第22条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第25条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたものから7時間45分に1.8を乗じたものを減じたもので除して得た額に100分の0.9を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたものから7時間45分に1.8を乗じたものを減じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

8 附則第4項の規定が適用される間、第31条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.765（特定幹部職員にあつては100分の0.945）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の85（特定幹部職員にあつては100分の105）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

（給料の切替えに伴う経過措置）

9 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（公立大学法人福島県立医科大学職員給与規程の一部を改正する規定（平成21年11月30日規程第31号）の施行の日において、次に掲げる職員である者にあつては100分の99.51を、次に掲げる職員以外の職員及び医療職給料表（一）の適用を受ける職員以外の職員である者にあつては100分の98.93を当該給料月額に乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額（附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の99.1を乗じて得た額）を給料として支給する。

職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表の欄、職務の級及び号給に掲げるものであるもの

給料表	職務の級	号給
一般職給料表	1級	1号給から56号給まで

	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
教育職給料表	1級	1号給から32号給まで
	2級	1号給から12号給まで
医療職給料表（二）	1級	1号給から52号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで
医療職給料表（三）	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から40号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで
技能労務職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から16号給まで

（給料の調整額に関する経過措置）

- 10 公立大学法人福島県立医科大学職員給与規程第10条の規定により給料の調整額を受ける職員（次項において「給料の調整額適用職員」という。）のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、給料の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。

- (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25

- 11 前項に規定する経過措置基準額とは、次に定める額をいう。

この規程の施行の日の前日から引き続き給料の調整額適用職員である職員 同日にその者に適用されていた調整基本額（公立大学法人福島県立医科大学職員給与規程の一部を改正する規定（平成21年11月30日規程第31号）附則第9項に掲げる職員以外の職員である者にあつては、当該調整基本額に100分の99.42を乗じて得た額）

附 則

この規程は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年12月26日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後に改正後の公立大学法人福島県立医科大学職員給与規程(以下「新規程」という。)第11条第2項に規定する給料の特別調整額(以下「新特別調整額」という。)の支給を受けることとなる職員であつて、当該新特別調整額(附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、別表第8の2に定める額に100分の99.1を乗じて得た額)が経過措置基準額(附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該経過措置基準額に100分の99.1を乗じて得た額)に達しないこととなるものに係る平成19年4月1日から平成23年3月31日までの間における新特別調整額は、新規程第11条第2項の規定にかかわらず、当該新特別調整額に、経過措置基準額から当該新特別調整額を減じて得た額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を加えて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の特別調整額とすることとする。

- | | |
|-----------------------------|----------|
| (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで | 100分の100 |
| (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで | 100分の75 |
| (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで | 100分の50 |
| (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで | 100分の25 |

3 前項に規定する経過措置基準額とは、次に定める額とする。

施行日の前日に適用されていた給料表の適用を受ける職員であつて、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、上位区分職員(同日において支給を受けていた給料の特別調整額の旧区分より高い額の旧区分に相当する新区分の給料の特別調整額の支給を受ける職員をいう。)及び相当区分職員(同日において支給を受けていた給料の特別調整額の旧区分に相当する新区分の給料の特別調整額の支給を受ける職員をいう。) 同日にその者が受けていた給料の特別調整額(対象職員にあつては、当該給料の特別調整額に100分99.42を乗じて得た額)

4 教育職給料表適用職員に係る職員の給料の特別調整額の特例の取扱いは、第1条第2項の規定にかかわらず、一種の区分の職員にあつては100分の12、二種の区分の職員にあつては100分の10の割合とする。

附 則

この規程は、平成19年4月12日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成20年3月21日から施行する。ただし、第3条第6項の改正規程、第10条第2項の改正規程（「及び育児短時間勤務職員」を加える部分に限る。）、第12条の改正規程、第16条第2項第2号の改正規程（「再雇用」を加える部分を除く。）及び附則に1項を加える規程は、同年4月1日から施行する。
- 2 この規程（前項ただし書に規定する改正規程を除く。）による改正後の公立大学法人福島県立医科大学職員給与規程の規定は平成19年4月1日から、この規程（第30条第3項の改正規定及び第31条第2項第1号の改正規程（「100分の72.5」を「100分の75」に改める部分に限る。）に限る。）による改正後の公立大学法人福島県立医科大学職員給与規程の規定は同年12月1日からそれぞれ適用する。
（平成19年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）
- 3 公立大学法人福島県立医科大学職員給与規程第31条第1項の規定に基づいて職員が平成19年12月に支給されることとなる勤勉手当に関する改正後の規程第31条第2項第1号の規定の適用については、同号中「100分の75」とあるのは、「100分の77.5（給料の特別調整額の支給を受ける職員にあっては、100分の72.5）」とする。
（給与の内払）
- 4 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
（理事長への委任）
- 5 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成20年11月28日から施行する。ただし、第30条の改正規定は、平成20年12月1日から施行する。
- 2 この規程（第30条の改正規程を除く。次項において同じ）は、平成20年4月1日から適用する。
（給与の内払）
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の公立大学法人福島県立医科大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 5 月 29 日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成 22 年 8 月 2 日から施行し、改正後の第 20 条の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の職員給与規程第 20 条第 3 項の規定により平成 22 年 4 月 1 日から施行日の前日までに支払われた超過勤務手当は、改正後の職員給与規程第 20 条第 5 項の規定による超過勤務手当の内払いとみなす。

附 則

この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 5 月 12 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年 4 月 1 日の前日から引き続き第 3 条第 1 項第 6 号に規定する技能労務職給料表の適用を受ける技能労務職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、給与月額のほか、平成 29 年 3 月 31 日までにあつてはその差額に相当する額（以下この項において「差額相当額」という。）を、同年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までにあつては差額相当額から切替日の前日において受けていた給料月額と平成 27 年 3 月 31 日において受けていた給料月額（平成 29 年 3 月 31 日において受けていた給料月額が平成 27 年 3 月 31 日において受けていた給料月額を超える場合にあつては、平成 29 年 3 月 31 日に受けていた給料月額）との差額に相当する額に 3 分の 1 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下この項において「減額基準額」という。）（減額基準額が差額相当額を超えるときは、当該差額相当額）を減じた額を、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までにあつては差額相当額から減額基準額に 2 を乗じて得た額（その額が差額相当額を超えるときは、当該差額相当額）を減じた額を給料として支給する。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 31 条第 2 項及び附則第 8 項の規定は、平成 26 年 12 月 1 日から適用する。
（給与の内払）
- 2 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。
（平成 26 年 12 月期に支給する勤勉手当の特例）
- 3 第 31 条第 1 項の規定に基づいて職員が平成 26 年 12 月に支給されることとなる勤勉手当に関する改正後の第 31 条第 2 項第 1 号の規定の適用については同号中「100 分の 75（特定幹部職員にあつては、100 分の 95）」とあるのは「100 分の 82.5（特定幹部職員に

あつては、100分の102.5) 」とし、同項第2号の規定の適用については同号中「100分の35(特定幹部職員にあつては、100分の45) 」とあるのは「100分の37.5(特定幹部職員にあつては、100分の47.5) 」とし、改正後の規程附則第8号の規定の適用については同項中「100分の0.675(特定幹部職員にあつては100分の0.855) 」とあるのは「100分の0.7425(特定幹部職員にあつては100分の0.9225) 」と、「100分の75(特定幹部職員にあつては100分の95) 」とあるのは「100分の82.5(特定幹部職員にあつては100分の102.5) 」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第5条第8項の改正規定は公布の日から、第5条第4項及び第5項の改正規定は平成28年1月1日から施行する。

(切替日前の異動者の号級の調整)

- 2 平成27年4月1日(以下附則第3項、第4項及び第5項において「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(同日においてその者が受けていた給料月額が、公立大学法人福島県立医科大学職員給与規程(以下「給与規程」という。)附則第4項の規定により支給される給料を受けるもの及び理事長が定めた職員を除く。)には、平成32年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(給与規程附則第4項の表給料表の項に掲げる給料表の適用を受ける職員(再雇用職員を除く。)のうち、その職務の級が同表職務の級の欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の99.1を乗じて得た額)を給料として支給する。

ただし、切替日の前日から引き続き第3条第1項第6号に規定する技能労務職給料表の適用を受ける技能労務職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(同日においてその者が受けていた給料月額について、給与規程附則第2項の規定により支給される給料を受けるものを除く。)には、平成34年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

- 4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)

について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前 2 項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には理事長の定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、給料を支給する。

6 前 3 項の規定による給料を支給される職員に関する給与規程第 10 条第 3 項、第 30 条第 5 項（第 31 条第 5 項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、給与規程第 10 条第 3 項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と給与規程附則第 3 項から第 5 項までの規定による給料の額との合計額」とする。）

（理事長への委任）

8 この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成 28 年 3 月 18 日から施行する。ただし、第 12 条第 1 項第 1 号の改正規定、平成 18 年 4 月 1 日施行の給与規程附則（以下「平成 18 年附則」という。）第 3 項の改正規定及び別表第 1 から別表第 5 までの改正規定は平成 27 年 4 月 1 日から、第 31 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の改正規定並びに平成 18 年附則第 8 項の改正規定は平成 27 年 12 月 1 日からそれぞれ適用する。

（給与の内払）

2 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

（平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの地域手当の支給割合）

3 第 14 条の 2 の規定に基づいて職員が平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に支給されることとなる地域手当については、「100 分の 16」とあるのは「100 分の 15.5」とする。

（平成 27 年 12 月期に支給する勤勉手当の特例）

4 第 31 条第 1 項の規定に基づいて職員が平成 27 年 12 月に支給されることとなる勤勉手当に関する改正後の第 31 条第 2 項第 1 号の規定の適用については同号中「100 分の 80（特定幹部職員にあつては、100 分の 100）」とあるのは「100 分の 85（特定幹部職員にあつては、100 分の 105）」とし、同項第 2 号の規定の適用については同号中「100 分の 37.5（特定幹部職員にあつては、100 分の 47.5）」とあるのは「100 分の 40（特定幹部職員にあつては、100 分の 50）」とし、改正後の平成 18 年附則第 8 項の規定の適用につい

ては同項中「100分の0.72（特定幹部職員にあつては100分の0.9）」とあるのは「100分の0.765（特定幹部職員にあつては100分の0.945）」と、「100分の80（特定幹部職員にあつては100分の100）」とあるのは「100分の85（特定幹部職員にあつては100分の105）」とする。

（技能労務職員の経過措置）

- 5 平成27年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間において、新たに技能労務職給料表の適用を受けることとなった技能労務職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあつた技能労務職員のうち、改正後の給与規程による号給が改正前の給与規程による号給に達しない技能労務職員の当該適用又は異動の日における号給については、改正後の給与規程にかかわらず、改正前の給与規程による号給とするものとする。

（平成27年4月1日施行の附則第3項に規定する特定職員に対する給与の支給の特例）

- 6 この規程の平成27年4月1日施行の給与規程附則（以下「平成27年附則」という。）第3項に規定する特定職員であり、かつ、平成27年4月1日前に55歳に達した者であつて、平成27年附則第3項から第5項までの規定による給料が支給される者（以下「経過措置額支給特定職員」という。）に対する平成27年4月1日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この項の適用がないものとした場合に改正後の給与規程（平成27年附則第3項から第5項までの規定を含む。次項において同じ。）により支給されるべき額が、改正前の給与規程（平成27年附則第3項から第5項までの規定を含む。次項において同じ。）により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の給与規程により支給されるべき額に相当する額をもってそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。

- 一 給料（理事長が定める場合におけるものに限る）
- 二 地域手当
- 三 超過勤務手当
- 四 休日給
- 五 夜勤手当
- 六 期末手当
- 七 勤勉手当

- 7 経過措置額支給特定職員に対する平成27年4月1日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る給与規程第19条等の給与の減額に当たっては、この項の適用がないものとした場合に改正後の給与規程による給与に係る減額されるべき額が、改正前の給与規程による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の給与規程による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。

（平成27年附則第3項から第5項までの規定による給料の特例）

- 8 平成27年4月1日から施行日の前日までの間において、経過措置額支給特定職員につ

いて、改正後の給与規程による給料月額から平成 18 年附則第 4 項第 1 号に定める額に相当する額を減じた額と平成 27 年附則第 3 項から第 5 項までの規定による給料の額との合計額が、改正前の給与規程による給料月額から平成 18 年附則第 4 項第 1 号に定める額に相当する額を減じた額と平成 27 年附則第 3 項から第 5 項までの規定による給料との額の合計額に達しない場合における平成 27 年附則第 3 項から第 5 項までの規定による給料の額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額をもって当該給料の額とする。

- 9 前項の規定は、経過措置額支給特定職員に対して支給される第 6 項各号に掲げる給与の額及び経過措置額支給特定職員に対する第 19 条等減額の額の算定の基礎となる場合における平成 27 年附則第 3 項から第 5 項までの規定による給料については、適用しない。
- 10 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 31 条第 2 項及び附則第 8 項の規定は、平成 28 年 12 月 1 日から適用する。
(給与の内払)
- 2 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。
(平成 28 年 12 月期に支給する勤勉手当の特例)
- 3 第 31 条第 1 項の規定に基づいて職員が平成 28 年 12 月に支給されることとなる勤勉手当に関する改正後の第 31 条第 2 項第 1 号の規定の適用については同号中「100 分の 85 (特定幹部職員にあつては、100 分の 105)」とあるのは「100 分の 90 (特定幹部職員にあつては、100 分の 110)」とし、同項第 2 号の規定の適用については同号中「100 分の 40 (特定幹部職員にあつては、100 分の 50)」とあるのは「100 分の 42.5 (特定幹部職員にあつては、100 分の 52.5)」とし、改正後の規程附則第 8 号の規定の適用については同項中「100 分の 0.765 (特定幹部職員にあつては 100 分の 0.945)」とあるのは「100 分の 0.81 (特定幹部職員にあつては 100 分の 0.99)」と、「100 分の 85 (特定幹部職員にあつては 100 分の 105)」とあるのは「100 分の 90 (特定幹部職員にあつては 100 分の 110)」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

2 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間における改正後の給与規程第13条及び第14条の規定の適用については、次のとおりとする。

- (1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後の給与規程第13条第1項ただし書及び第14条第3項第三号から第六号までの規定は適用せず、改正後の給与規程第13条第3項及び第14条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「一般職8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第一号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「扶養親族（一般職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職9級以上職員等から一般職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項第一号中「場合（一般職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び一般職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合を除く。

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族）」とあるのは (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者の

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者をたる子又は前条第2項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、22歳に達しない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

有するに至った場合（第一号に該当する場合を除く。）

た日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った

場合を除く。)

と、同条第2項中「扶養親族（一般職9級以上職員等にあつては
」

、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職9級以上職員等から一般職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職9級以上職員等以外の職員から一般職9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職9級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号若しくは第七号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第二号中「扶養親族（一般職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- (2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の給与規程第13条第1項ただし書及び第14条第3項第三号から第六号までの規定は適用せず、改正後の給与規程第13条第3項及び第14条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第一号及び第三号から第六号までのい

れかに該当する扶養親族」と、「(一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員(以下「一般職8級職員等」という。)にあっては、3,500円)、前項第二号」とあるのは「、同項第二号」と、同条第1項中「扶養親族(一般職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、一般職9級以上職員等から一般職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第一号中「場合(一般職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあり、及び同項第二号中「場合及び一般職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族(一般職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職9級以上職員等から一般職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職9級以上職員等以外の職員から一般職9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職9級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号又は第七号」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、同項第二号中「扶養親族(一般職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。

- (3) 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の給与規程第13条第1項ただし書並びに第14条第3項第三号及び第五号の規定は適用せず、改正後の給与規程第13条第3項及び第14条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「一般職8級職員等」とあるのは「一般職8級以上職員等」と、「前項第二号」とあるのは「同項第二号」と、同条第1項中「扶養親族(一般職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、一般職9級以上職員等から一般職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第一号中「場合(一般職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあり、及び同項第二号中「場合及び一般職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、

父母等としての要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（一般職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職9級以上職員等から一般職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職9級以上職員等以外の職員から一般職9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職9級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号、第四号、第六号又は第七号」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、同項第二号中「扶養親族（一般職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第四号中「一般職8級職員等が一般職8級職員等及び一般職9級以上職員等」とあるのは「一般職8級以上職員等が一般職8級以上職員等」と、同項第六号中「一般職8級職員等及び一般職9級以上職員等」とあるのは「一般職8級以上職員等」と、「が一般職8級職員」とあるのは「が一般職8級以上職員等」とする。

別表第1 (第3条関係)

一般職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,800	196,500	233,200	267,000	294,200	325,800	371,300	418,300	470,000	535,000
	2	145,900	198,300	234,900	269,100	296,500	328,100	374,000	420,800	473,100	538,100
	3	147,100	200,200	236,500	271,100	298,800	330,400	376,600	423,300	476,200	541,300
	4	148,200	202,000	238,200	273,200	301,100	332,700	379,300	425,900	479,300	544,400
	5	149,400	203,600	239,700	275,200	303,300	335,000	381,400	427,800	482,300	547,700
	6	150,600	205,400	241,300	277,300	305,600	337,100	384,000	430,100	485,400	550,000
	7	151,700	207,200	243,000	279,300	307,800	339,400	386,500	432,400	488,600	552,500
	8	152,800	208,900	244,600	281,400	310,000	341,700	389,100	434,600	491,700	555,100
	9	153,900	210,600	246,200	283,600	312,300	343,900	391,700	436,600	494,700	557,600
	10	155,300	212,500	247,700	285,600	314,600	346,100	394,400	438,700	497,800	559,400
	11	156,600	214,300	249,300	287,700	316,900	348,200	397,100	440,800	500,900	561,200
	12	158,000	216,100	250,800	289,900	319,200	350,400	399,800	442,900	504,000	562,900
	13	159,400	217,600	252,400	292,000	321,500	352,500	402,400	444,900	506,800	564,800
	14	160,900	219,500	253,800	294,100	323,600	354,500	404,700	446,800	509,100	566,200
	15	162,400	221,300	255,200	296,200	325,800	356,600	407,000	448,800	511,500	567,600
	16	164,000	223,000	256,700	298,200	328,000	358,800	409,400	450,800	513,900	568,900
	17	165,400	224,800	258,100	300,300	330,300	360,700	411,300	452,800	516,100	570,000
	18	167,000	226,500	260,000	302,400	332,400	362,700	413,300	454,600	517,600	571,000
	19	168,500	228,200	261,700	304,600	334,500	364,700	415,200	456,400	519,100	572,000
	20	170,000	229,800	263,600	306,700	336,600	366,700	417,100	458,200	520,500	572,900
	21	171,500	231,300	265,200	308,800	338,700	368,700	419,000	460,000	521,900	573,900
	22	174,200	233,100	267,100	310,900	340,800	370,700	420,800	461,500	523,300	
	23	176,800	234,700	268,900	313,000	342,900	372,600	422,700	463,000	524,800	
	24	179,500	236,300	270,800	315,100	345,000	374,600	424,600	464,500	526,200	
	25	182,400	237,800	272,700	317,100	346,600	376,600	426,500	466,000	527,500	
	26	184,100	239,400	274,500	319,200	348,600	378,600	428,000	467,300	528,600	
	27	185,900	240,800	276,400	321,300	350,600	380,600	429,600	468,600	529,700	
	28	187,600	242,200	278,400	323,400	352,600	382,700	431,200	469,700	530,900	
	29	189,100	243,500	280,200	325,400	354,400	384,400	432,900	470,800	532,000	
	30	191,000	244,600	282,100	327,500	356,300	386,200	434,200	471,700	532,900	
	31	192,800	245,800	284,000	329,600	358,200	388,000	435,500	472,500	533,800	
	32	194,500	247,000	285,900	331,700	360,000	389,800	436,800	473,200	534,600	
	33	196,200	248,300	287,600	333,300	362,000	391,400	438,000	473,900	535,500	
	34	197,800	249,700	289,500	335,300	363,800	392,800	439,300	474,700	536,400	
	35	199,300	251,000	291,400	337,400	365,600	394,300	440,700	475,400	537,100	
	36	200,800	252,300	293,200	339,500	367,500	395,900	442,000	476,100	537,800	
	37	202,100	253,300	295,000	341,500	369,000	397,500	443,200	476,600	538,400	
	38	203,500	254,800	296,800	343,500	370,300	398,700	444,000	477,200	539,000	
	39	204,800	256,200	298,600	345,500	371,700	400,000	444,800	477,800	539,600	
40	206,000	257,800	300,500	347,500	373,100	401,200	445,600	478,500	540,200		

別表第1 (第3条関係)

一般職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇 用員 以外 の職 員	41	207,500	259,200	302,400	349,500	374,400	402,400	446,200	479,100	540,900	
	42	208,800	260,600	304,100	351,400	375,400	403,600	446,900	479,500		
	43	210,200	262,000	305,800	353,300	376,500	404,700	447,600	479,800		
	44	211,500	263,400	307,500	355,100	377,600	405,800	448,400	480,300		
	45	212,700	264,600	309,200	356,800	378,600	406,600	449,200	480,800		
	46	214,000	266,000	310,900	358,300	379,400	407,300	450,000			
	47	215,400	267,400	312,600	359,800	380,300	408,000	450,500			
	48	216,700	268,700	314,300	361,300	381,200	408,600	451,200			
	49	217,900	269,900	315,500	362,800	382,200	409,200	451,700			
	50	219,000	271,200	317,000	363,700	383,000	409,800	452,100			
	51	220,000	272,400	318,600	364,800	383,700	410,400	452,500			
	52	221,200	273,700	320,300	365,800	384,600	411,000	452,900			
	53	222,300	274,900	321,900	366,800	385,300	411,400	453,400			
	54	223,400	276,100	323,400	367,900	386,000	411,700	453,800			
	55	224,300	277,400	325,000	369,000	386,700	412,000	454,100			
	56	225,200	278,700	326,600	370,000	387,400	412,300	454,400			
	57	226,000	279,900	328,200	370,900	388,000	412,500	454,700			
	58	226,900	281,000	329,400	371,600	388,600	412,900	455,100			
	59	227,800	282,100	330,600	372,300	389,200	413,200	455,400			
	60	228,700	283,200	331,800	373,000	389,900	413,400	455,600			
	61	229,400	284,300	332,700	373,300	390,400	413,900	455,900			
	62	230,300	285,300	333,600	373,900	391,000	414,100				
	63	231,300	286,300	334,400	374,600	391,600	414,400				
	64	232,200	287,300	335,200	375,300	392,200	414,700				
	65	233,000	288,200	336,100	375,800	392,600	415,000				
	66	234,000	289,100	336,500	376,500	393,300	415,300				
	67	234,900	290,000	337,300	377,200	393,900	415,500				
	68	235,900	290,900	338,100	377,800	394,500	415,800				
	69	236,600	291,700	338,800	378,300	394,900	416,100				
	70	237,400	292,400	339,500	378,900	395,400	416,400				
	71	238,100	293,200	340,200	379,500	396,100	416,700				
	72	238,900	294,100	340,900	380,100	396,600	416,900				
	73	239,700	295,000	341,500	380,600	396,900	417,100				
	74	240,400	295,500	342,100	381,200	397,400	417,400				
	75	241,100	295,900	342,700	381,900	397,700	417,700				
	76	241,800	296,300	343,200	382,500	398,100	417,900				
	77	242,400	296,500	343,500	383,000	398,400	418,100				
	78	243,200	296,900	344,000	383,500	398,700	418,600				
	79	244,000	297,300	344,500	384,100	399,000	419,100				
	80	244,700	297,600	345,000	384,600	399,200	419,600				
	81	245,400	297,800	345,400	385,100	399,400	420,000				
	82	246,200	298,100	345,900	385,700	399,800	420,300				
	83	246,900	298,400	346,400	386,100	400,100	420,900				
	84	247,600	298,700	346,900	386,500	400,300	421,600				

別表第1 (第3条関係)

一般職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇 用職 員以 外の 職員	85	248,300	299,000	347,300	386,900	400,500	422,100				
	86	249,000	299,300	347,700	387,400	401,100	422,400				
	87	249,700	299,600	348,200	387,800	401,800	423,000				
	88	250,400	300,000	348,600	388,100	402,500	423,700				
	89	251,200	300,300	348,900	388,600	402,900	424,100				
	90	251,700	300,600	349,400	389,200	403,400					
	91	252,200	301,000	349,900	389,700	403,800					
	92	252,700	301,300	350,300	390,100	404,400					
	93	253,000	301,500	350,500	390,300	404,900					
	94		301,800	350,900	390,600						
	95		302,200	351,400	391,000						
	96		302,600	351,800	391,400						
	97		302,800	351,900	391,700						
	98		303,100	352,400	392,200						
	99		303,400	352,700	392,600						
	100		303,800	353,100	393,000						
	101		304,000	353,500	393,300						
	102		304,400	353,900							
	103		304,800	354,300							
	104		305,100	354,600							
	105		305,300	355,100							
	106		305,600	355,500							
	107		306,000	355,900							
	108		306,300	356,300							
	109		306,500	356,700							
110		306,900	357,000								
111		307,300	357,400								
112		307,600	357,700								
113		307,700	358,200								
114		308,100									
115		308,300									
116		308,700									
117		308,900									
118		309,100									
119		309,400									
120		309,600									
121		309,900									
122		310,200									
123		310,500									
124		310,800									
125		311,100									
再雇 用職 員		191,700	220,000	261,100	281,100	296,600	322,600	365,400	399,600	452,100	534,700

別表第2（第3条関係）

教育職給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	217,600	280,900	321,900	413,000
2	219,800	284,100	325,400	415,400
3	222,000	287,200	329,000	418,000
4	224,200	290,300	332,500	420,500
5	226,500	293,500	335,900	422,900
6	228,700	296,400	339,500	425,500
7	230,900	299,100	343,000	428,100
8	233,200	301,900	346,600	430,700
9	235,700	304,800	350,100	432,800
10	238,100	307,700	353,400	435,200
11	240,600	310,600	356,700	437,700
12	243,100	313,500	360,000	440,300
13	245,500	316,100	363,300	442,500
14	247,900	318,700	365,900	444,800
15	250,400	321,300	368,500	447,200
16	252,800	324,000	371,200	449,700
17	255,000	326,200	373,700	451,900
18	258,300	328,900	376,000	454,400
19	261,500	331,500	378,400	456,800
20	264,700	334,300	380,700	459,200
21	267,900	336,800	382,700	461,700
22	271,000	339,600	384,900	464,100
23	274,200	342,400	386,900	466,400
24	277,400	345,200	388,900	468,700
25	280,600	347,700	390,800	470,600
26	283,800	350,000	392,700	472,900
27	286,800	352,200	394,400	474,900
28	289,800	354,100	396,200	477,000
29	293,000	356,000	398,000	479,000
30	295,700	358,100	399,800	481,100
31	298,400	359,700	401,700	483,000
32	301,300	361,600	403,500	485,000
33	303,900	363,500	405,300	486,400
34	306,800	365,200	407,100	488,200
35	309,800	367,400	408,900	490,200
36	312,700	369,200	410,600	492,500
37	315,500	370,800	412,000	494,300
38	317,700	372,200	413,700	496,000
39	320,000	373,900	415,400	497,700
40	322,300	375,200	417,200	499,400
41	324,500	376,200	418,800	501,100
42	325,700	378,000	420,500	502,700
43	326,600	379,900	422,200	504,300
44	327,500	381,800	424,000	505,800
45	328,200	383,400	425,400	507,300
46	329,000	385,000	427,000	508,700
47	329,800	386,900	428,600	510,300
48	330,300	388,700	430,300	512,000

別表第2（第3条関係）

教育職給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
49	331,100	390,500	431,800	513,400
50	331,800	392,300	433,100	514,900
51	332,300	393,700	434,300	516,600
52	333,200	395,600	435,600	518,200
53	334,100	397,100	436,400	519,500
54	334,800	398,700	437,300	520,900
55	335,700	400,100	438,200	522,300
56	336,000	401,700	439,200	523,800
57	336,800	403,100	439,900	525,100
58	337,500	404,500	440,700	526,100
59	337,900	406,000	441,600	527,000
60	338,600	407,500	442,200	528,000
61	339,500	408,800	442,800	528,900
62	340,100	410,400	443,400	529,800
63	341,000	411,900	444,300	530,500
64	341,600	413,400	445,100	531,200
65	342,300	414,400	445,600	531,700
66	343,300	415,500	446,300	532,300
67	344,300	416,500	447,000	532,900
68	345,400	417,800	447,700	533,700
69	346,500	418,800	448,200	534,500
70	347,600	419,700	448,800	535,300
71	348,600	420,600	449,600	536,200
72	349,600	421,300	450,300	537,100
73	350,300	422,200	451,000	538,000
74	351,200	423,100	451,700	538,900
75	352,200	424,000	452,200	539,700
76	353,200	425,000	452,700	540,500
77	354,300	425,400	453,200	541,400
78	355,300	426,000	453,500	542,300
79	356,300	426,600	453,800	543,200
80	357,300	427,100	454,100	544,100
81	358,200	427,400	454,400	545,000
82	359,200	427,900	454,700	
83	360,200	428,400	455,000	
84	361,200	428,900	455,300	
85	361,900	429,200	455,600	
86	362,500	429,700	455,900	
87	363,100	430,300	456,200	
88	363,800	430,900	456,500	
89	364,300	431,300	456,800	
90	364,800	431,900	457,100	
91	365,300	432,400	457,500	
92	365,800	433,000	458,200	
93	366,300	433,300	458,600	
94	366,700	433,800	459,300	
95	367,200	434,300	460,000	
96	367,700	434,800	460,600	

別表第2（第3条関係）

教育職給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
97	368,400	435,300	461,000	
98	368,900	435,800	461,600	
99	369,400	436,300	462,300	
100	369,900	436,800	463,000	
101	370,300	437,100	463,500	
102	370,800	437,600		
103	371,300	438,100		
104	371,700	438,600		
105	372,000	439,000		
106	372,500	439,500		
107	373,000	439,900		
108	373,600	440,400		
109	374,100	440,900		
110	374,500	441,400		
111	375,000	441,800		
112	375,600	442,200		
113	376,200	442,600		
114	376,600	443,100		
115	377,100	443,500		
116	377,600	443,900		
117	377,700	444,200		
118	378,200			
119	378,700			
120	379,000			
121	379,300			
122	379,700			
123	380,200			
124	380,600			
125	380,800			
126	381,400			
127	381,800			
128	382,400			
129	382,700			
130	383,200			
131	383,700			
132	384,200			
133	384,600			
134	385,100			
135	385,600			
136	386,100			
137	386,500			
138	387,000			
139	387,500			
140	388,000			
141	388,300			

別表第2の2（第3条関係）

医療職給料表（一）

職務 の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	247,700	334,300	400,200	477,200
2	250,200	337,300	403,100	479,500
3	252,700	340,200	406,100	481,800
4	255,200	343,300	409,000	484,100
5	257,800	346,200	411,900	486,500
6	261,600	349,600	414,700	488,700
7	265,500	352,800	417,500	490,900
8	269,300	355,900	420,300	493,100
9	273,000	359,000	423,000	495,400
10	277,000	362,000	425,600	497,500
11	281,100	365,200	428,300	499,600
12	285,100	368,300	431,000	501,700
13	289,100	371,500	433,700	503,900
14	293,100	375,100	436,200	506,000
15	297,100	378,700	438,700	508,100
16	301,000	382,300	441,100	510,200
17	304,800	386,000	443,500	512,200
18	308,500	388,800	445,900	514,200
19	312,100	391,600	448,300	516,200
20	315,700	394,400	450,700	518,200
21	319,500	397,400	452,900	520,100
22	323,300	399,900	455,300	522,000
23	326,900	402,600	457,800	523,900
24	330,500	405,200	460,200	525,800
25	334,000	407,700	462,600	527,600
26	336,900	409,900	464,900	529,400
27	339,600	412,200	467,100	531,200
28	342,200	414,500	469,400	533,000
29	345,200	416,900	471,600	534,900
30	347,400	419,000	473,900	536,700
31	349,800	421,100	476,200	538,500
32	352,100	423,200	478,500	540,300
33	354,400	425,400	480,600	541,900
34	356,800	427,400	482,700	543,700
35	359,200	429,400	484,800	545,500
36	361,600	431,400	486,900	547,300
37	364,100	433,500	489,000	549,000
38	366,500	435,500	490,800	550,600
39	369,000	437,500	492,600	552,200
40	371,400	439,500	494,400	553,800
41	373,800	441,400	496,100	555,400
42	375,200	443,200	497,900	556,800

別表第2の2（第3条関係）

医療職給料表（一）

職務 の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
43	376,700	444,900	499,700	558,200
44	378,200	446,700	501,500	559,600
45	379,700	448,700	503,200	560,700
46	381,100	450,500	504,900	561,700
47	382,600	452,300	506,700	562,700
48	384,100	454,100	508,500	563,700
49	385,400	455,900	510,200	564,700
50	386,400	457,700	511,500	565,600
51	387,400	459,500	512,800	566,500
52	388,400	461,300	514,100	567,400
53	389,400	463,100	515,300	568,300
54	390,300	464,300	516,600	569,200
55	391,200	465,500	517,900	570,100
56	392,100	466,700	519,200	571,000
57	393,100	467,800	520,300	572,000
58	394,000	468,800	521,200	572,900
59	394,900	469,800	522,100	573,800
60	395,800	470,800	523,000	574,600
61	396,400	471,700	523,700	575,500
62	396,900	472,400	524,600	576,400
63	397,300	473,100	525,500	577,300
64	397,800	473,800	526,400	578,200
65	398,100	474,400	527,300	579,100
66		475,100	528,200	
67		475,800	529,100	
68		476,500	530,000	
69		476,900	530,800	
70		477,600	531,700	
71		478,300	532,600	
72		479,000	533,400	
73		479,400	534,100	
74		480,000	535,000	
75		480,700	535,900	
76		481,400	536,700	
77		481,900	537,600	
78		482,500	538,500	
79		483,100	539,400	
80		483,700	540,300	
81		484,300	541,100	
82		484,900	542,000	
83		485,500	542,900	
84		486,100	543,800	

別表第2の2（第3条関係）

医療職給料表（一）

職務 の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
85		486,400	544,700	
86		487,000	545,600	
87		487,500	546,500	
88		488,100	547,400	
89		488,500	548,200	
90		489,100		
91		489,700		
92		490,200		
93		490,700		
94		491,300		
95		491,900		
96		492,500		
97		493,000		

別表第3（第3条関係）

医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	149,300	188,400	224,300	251,300	283,900	333,000	379,700
	2	150,700	190,000	225,800	252,700	286,000	335,100	382,400
	3	152,100	191,700	227,200	254,000	288,100	337,300	385,100
	4	153,500	193,400	228,700	255,400	290,400	339,400	387,800
	5	154,800	194,700	230,300	256,500	292,700	341,700	390,400
	6	156,600	196,300	231,900	257,900	294,800	343,900	393,100
	7	158,500	197,900	233,400	259,300	297,000	346,000	395,700
	8	160,200	199,400	234,900	260,700	299,200	348,200	398,400
	9	161,900	201,000	236,400	261,900	301,300	350,300	400,500
	10	163,600	202,700	238,100	263,300	303,500	352,400	402,800
	11	165,300	204,400	239,400	264,600	305,800	354,400	404,900
	12	167,100	206,100	240,800	265,800	308,100	356,500	407,100
	13	168,600	207,700	242,400	267,200	310,300	358,700	409,400
	14	170,500	209,300	243,800	268,600	312,400	360,800	411,400
	15	172,500	210,900	245,200	270,100	314,600	362,700	413,400
	16	174,400	212,400	246,600	271,700	316,800	364,800	415,600
再雇用職員以外の職員	17	176,400	213,900	247,800	273,200	318,800	366,800	417,600
	18	178,300	215,600	249,100	274,900	320,900	368,900	419,600
	19	180,200	217,300	250,500	276,500	323,000	370,800	421,600
	20	182,000	219,000	251,600	278,400	325,200	372,900	423,600
	21	184,100	220,300	252,600	280,100	327,300	374,800	425,400
	22	185,600	221,900	254,000	282,000	329,200	376,900	427,000
	23	187,100	223,200	255,100	283,900	331,200	379,000	428,600
	24	188,600	224,800	256,400	285,800	333,200	381,100	430,200
	25	190,300	226,100	257,500	287,700	335,200	382,700	431,700
	26	191,800	227,600	259,100	289,600	337,200	384,500	433,000
	27	193,300	229,100	260,500	291,400	339,200	386,300	434,300
	28	194,700	230,500	262,200	293,300	341,300	388,000	435,700
	29	196,300	231,900	263,700	295,400	343,300	389,900	437,000
	30	197,600	233,300	265,400	297,300	345,100	391,400	438,300
	31	199,000	234,800	266,900	299,200	346,900	393,100	439,600
	32	200,300	236,200	268,600	301,000	348,600	394,700	440,700
	33	201,800	237,700	270,300	302,800	350,400	396,100	441,900
	34	203,200	239,100	272,100	304,600	352,300	397,300	443,200
	35	204,500	240,200	273,900	306,400	354,200	398,600	444,400
	36	205,900	241,600	275,600	308,100	356,100	399,900	445,700

別表第3（第3条関係）

医療職給料表（二）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇 用職 員以 外の 職員	37	207,200	242,800	277,300	309,700	358,000	401,000	446,900
	38	208,600	244,200	279,000	311,400	359,600	402,200	447,600
	39	210,000	245,400	280,700	313,200	361,300	403,400	448,200
	40	211,300	246,800	282,400	315,000	363,000	404,600	448,900
	41	212,600	248,100	284,100	316,500	364,300	405,400	449,400
	42	213,800	249,400	285,800	318,200	365,500	406,200	449,800
	43	215,000	250,600	287,500	319,800	366,700	407,000	450,200
	44	216,200	251,800	289,200	321,300	367,800	407,700	450,600
	45	217,400	253,000	290,900	322,700	369,000	408,200	451,000
	46	218,500	254,500	292,600	324,300	369,900	408,900	451,400
	47	219,500	255,800	294,300	325,900	371,100	409,300	451,800
	48	220,700	257,400	296,000	327,400	372,200	409,800	452,100
	49	221,800	259,100	297,500	329,000	373,200	410,200	452,400
	50	222,700	260,500	299,000	330,300	374,200	410,500	452,900
	51	223,600	261,900	300,600	331,500	375,100	410,800	453,200
	52	224,500	263,200	302,100	332,700	376,100	411,200	453,500
	53	225,200	264,400	303,500	333,800	376,900	411,500	453,800
	54	226,200	265,800	305,000	334,800	377,800	411,800	
	55	227,100	267,200	306,500	335,800	378,700	412,100	
	56	228,000	268,500	308,000	336,700	379,600	412,400	
	57	228,800	269,800	309,400	337,500	380,200	412,700	
	58	229,700	271,100	310,800	338,300	381,000	413,000	
	59	230,500	272,400	312,000	339,100	381,800	413,300	
	60	231,400	273,600	313,400	340,000	382,600	413,700	
	61	232,200	274,700	314,700	340,700	383,000	413,900	
	62	233,200	276,000	316,000	341,100	383,700	414,200	
	63	234,200	277,300	317,300	341,800	384,400	414,500	
	64	235,200	278,500	318,700	342,500	385,100	414,800	
	65	236,000	279,700	320,000	343,100	385,600	414,900	
	66	236,800	280,700	320,800	343,800	386,300	415,400	
	67	237,600	281,800	321,600	344,500	387,000	415,700	
	68	238,500	282,900	322,400	345,200	387,700	416,000	
69	239,100	284,100	323,100	345,900	388,100	416,200		
70	239,800	285,200	323,800	346,500	388,600	416,500		
71	240,500	286,300	324,500	347,100	389,100	416,800		
72	241,200	287,400	325,100	347,700	389,600	417,100		
73	241,900	288,300	325,800	348,000	390,100	417,200		
74	242,700	289,000	326,100	348,600	390,700	417,500		
75	243,500	289,700	326,600	349,200	391,200	418,200		
76	244,300	290,500	327,300	349,800	391,900	418,900		

別表第3（第3条関係）

医療職給料表（二）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
再雇 用職 員以 外の 職員	77	244,900	291,200	327,900	350,200	392,400	419,100	
	78	245,500	291,800	328,400	350,700	392,900	419,800	
	79	246,100	292,400	328,900	351,200	393,400	420,500	
	80	246,700	293,000	329,400	351,600	393,900	421,200	
	81	247,200	293,600	330,000	352,000	394,200	421,700	
	82	247,600	294,100	330,500	352,400	394,700	422,400	
	83	248,000	294,600	331,000	352,600	395,100	423,000	
	84	248,400	295,100	331,500	352,900	395,500	423,700	
	85	248,800	295,300	331,900	353,400	396,000	424,200	
	86		295,600	332,300	353,800	396,500		
	87		295,800	332,600	354,200	396,900		
	88		296,100	333,000	354,600	397,300		
	89		296,300	333,300	355,000	397,600		
	90		296,500	333,700	355,300	398,100		
	91		296,700	334,100	355,500	398,500		
	92		296,900	334,600	355,800	398,900		
	93		297,300	335,100	356,200	399,400		
	94		297,500	335,200	356,500	399,900		
	95		297,700	335,500	356,800	400,300		
	96		298,000	335,800	357,100	400,700		
97		298,300	336,000	357,500	401,100			
98		298,600	336,300	357,900	401,600			
99		298,900	336,600	358,300	402,000			
100		299,200	336,900	358,700	402,400			
101		299,500	337,000	359,200	402,800			
102		299,800	337,400	359,600				
103		300,100	337,800	360,000				
104		300,400	338,000	360,400				
105		300,600	338,100	360,900				
106			338,500					
107			338,900					
108			339,200					
109			339,300					
110			339,700					
111			340,100					
112			340,500					
113			340,700					
再雇 用職 員		192,000	219,400	248,300	264,000	288,100	329,800	373,500

別表第4（第3条関係）

医療職給料表（三）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	163,600	191,600	241,100	263,900	290,600	337,200	383,200
	2	165,000	193,700	242,900	264,900	292,600	339,400	385,900
	3	166,500	195,900	244,700	265,900	294,600	341,600	388,600
	4	167,900	198,000	246,500	266,900	296,600	343,800	391,300
	5	169,400	200,200	248,100	267,900	298,500	345,900	393,500
	6	171,000	202,600	249,500	269,000	300,400	348,100	395,900
	7	172,500	204,900	250,900	269,800	302,300	350,300	398,200
	8	174,000	207,200	252,000	271,000	304,300	352,500	400,400
	9	175,400	209,800	253,200	272,200	306,100	354,200	402,700
	10	177,100	211,200	254,200	273,000	308,000	356,200	404,900
	11	178,700	212,600	255,100	274,200	309,900	358,200	407,100
	12	180,300	214,100	256,300	275,600	311,800	360,200	409,500
	13	181,900	215,300	257,400	276,900	313,500	362,500	411,600
	14	184,000	216,900	258,500	278,400	315,300	364,600	413,700
	15	186,000	218,500	259,500	279,800	317,100	366,700	415,900
	16	188,100	219,900	260,400	281,300	319,000	368,800	418,100
	17	190,300	221,300	261,300	282,700	320,800	370,900	420,200
	18	192,500	222,800	262,300	284,200	322,500	373,000	422,400
	19	194,600	224,300	263,300	285,600	324,200	375,000	424,600
	20	196,800	225,800	264,500	287,200	325,900	377,200	426,800
	21	199,000	227,300	265,300	288,700	327,600	379,000	428,800
	22	201,200	229,000	266,200	290,300	329,200	381,100	430,700
	23	203,500	230,700	267,100	291,800	330,800	383,200	432,600
	24	205,700	232,400	268,200	293,400	332,400	385,300	434,500
	25	207,900	233,800	269,500	294,800	334,000	387,500	436,200
	26	209,200	235,500	271,000	296,600	335,500	389,200	437,900
	27	210,600	237,200	272,400	298,400	337,100	391,000	439,600
	28	211,900	238,900	273,700	300,200	338,700	392,900	441,200
	29	213,000	240,700	275,100	301,700	340,100	394,800	442,400
	30	214,300	242,200	276,700	303,400	341,600	396,600	444,000
	31	215,600	243,500	278,200	305,100	343,100	398,500	445,400
	32	216,900	244,900	279,800	306,700	344,800	400,400	447,000
	33	218,100	246,000	281,400	308,200	346,300	402,100	448,600
	34	219,400	247,000	282,900	309,800	347,900	403,900	450,200
	35	220,800	247,900	284,400	311,400	349,500	405,700	451,800
	36	222,100	249,200	285,800	313,100	351,100	407,600	453,300
	37	223,600	250,200	287,300	314,700	352,800	409,100	454,500
	38	225,000	251,300	288,700	316,300	354,400	410,800	455,800
	39	226,400	252,300	290,200	317,900	356,000	412,600	457,100
40	227,900	253,300	291,700	319,500	357,600	414,400	458,600	

別表第4（第3条関係）

医療職給料表（三）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇 用職 員以 外の 職員	41	229,100	254,100	293,200	321,100	358,900	416,000	459,600
	42	230,500	255,100	294,800	322,600	360,400	417,600	460,300
	43	231,900	256,000	296,400	324,100	361,900	419,200	461,200
	44	233,200	257,000	298,000	325,600	363,400	420,500	461,800
	45	234,500	257,900	299,400	326,600	364,900	421,700	462,700
	46	235,900	258,900	300,900	328,100	366,100	422,800	463,400
	47	237,200	259,800	302,400	329,600	367,600	423,800	464,200
	48	238,600	260,900	303,900	331,000	369,000	425,100	465,100
	49	239,600	262,000	305,300	332,300	370,400	426,400	465,800
	50	240,700	263,400	306,600	333,700	371,800	427,500	466,500
	51	241,700	264,600	307,900	335,000	373,200	428,800	467,200
	52	242,800	265,900	309,300	336,400	374,700	429,900	468,100
	53	243,800	267,100	310,800	337,900	376,100	431,100	468,900
	54	245,000	268,700	312,100	339,300	377,300	432,200	469,700
	55	246,000	270,200	313,400	340,700	378,500	433,300	470,400
	56	247,000	271,800	314,800	342,100	379,700	434,400	471,100
	57	248,000	273,300	316,000	343,000	380,800	435,500	472,000
	58	249,000	274,900	317,400	344,300	381,800	436,100	472,900
	59	249,800	276,400	318,800	345,500	382,800	436,700	473,800
	60	250,800	278,000	320,200	346,800	383,800	437,100	474,700
	61	251,800	279,600	321,300	348,000	384,500	437,700	475,600
	62	252,800	281,100	322,600	349,000	385,300	438,200	476,500
	63	253,600	282,600	323,900	350,300	386,000	438,600	477,400
	64	254,800	284,100	325,200	351,500	386,800	439,100	478,300
	65	255,700	285,600	326,600	352,700	387,500	439,800	479,200
	66	256,900	287,100	327,900	353,900	388,200	440,200	480,100
	67	258,200	288,600	329,200	355,100	388,800	440,500	481,000
	68	259,100	290,100	330,500	356,200	389,600	440,800	481,900
	69	260,000	291,400	331,300	357,200	390,500	441,200	482,800
	70	261,300	292,900	332,400	358,300	391,100	441,600	483,700
	71	262,400	294,400	333,500	359,400	391,800	442,100	
	72	263,800	295,900	334,500	360,500	392,500	442,800	
	73	265,000	297,100	335,700	361,500	393,200	443,400	
	74	266,300	298,500	336,500	362,600	393,700	444,100	
	75	267,600	299,800	337,600	363,700	394,300	444,700	
	76	268,900	301,200	338,800	364,800	394,800	445,300	
	77	269,900	302,700	339,900	365,500	395,200	445,900	
	78	271,100	304,000	341,100	366,300	395,800		
	79	272,400	305,300	342,300	367,100	396,400		
	80	273,700	306,500	343,500	367,900	396,700		
	81	274,700	307,500	344,700	368,500	397,000		
	82	275,800	308,700	345,800	369,000	397,500		
	83	276,800	309,800	346,900	369,400	397,900		
	84	277,900	311,100	348,000	369,900	398,200		

別表第4（第3条関係）

医療職給料表（三）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	85	278,800	312,100	348,900	370,600	398,500		
	86	279,900	313,300	349,900	371,100	399,000		
	87	280,900	314,500	350,700	371,700	399,500		
	88	282,000	315,800	351,800	372,300	400,000		
	89	283,100	317,100	353,000	372,600	400,300		
	90	284,100	318,300	353,700	373,100	400,700		
	91	285,000	319,500	354,500	373,700	401,200		
	92	286,000	320,700	355,300	374,200	401,600		
	93	286,900	321,600	356,000	374,500	402,000		
	94	287,900	322,300	356,600	374,900	402,400		
	95	288,900	323,000	357,200	375,300	402,900		
	96	290,000	323,600	357,800	375,800	403,300		
	97	291,000	324,200	358,200	376,400	403,800		
	98	291,800	324,600	358,700	376,900	404,200		
	99	292,500	325,300	359,200	377,400	404,700		
	100	293,400	326,000	359,600	377,900	405,100		
	101	294,000	326,400	360,100	378,500	405,500		
	102	294,800	327,000	360,600	379,000			
	103	295,600	327,600	361,100	379,500			
	104	296,400	328,200	361,500	379,900			
再雇 用職 員以 外の 職員	105	297,200	328,700	361,800	380,500			
	106	297,700	329,200	362,300	381,000			
	107	298,200	329,700	362,700	381,500			
	108	298,700	330,200	363,000	382,100			
	109	298,900	330,400	363,500	382,700			
	110	299,300	330,800	364,000	383,200			
	111	299,500	331,200	364,500	383,700			
	112	299,900	331,600	365,000	384,200			
	113	300,100	332,000	365,500	384,800			
	114	300,400	332,400	366,000				
	115	300,800	332,800	366,500				
	116	301,100	333,100	366,900				
	117	301,400	333,300	367,400				
	118	301,700	333,700	367,900				
	119	302,000	334,000	368,400				
120	302,400	334,200	368,900					
121	302,700	334,400	369,300					
122	303,100	334,700	369,800					
123	303,500	335,000	370,300					
124	303,800	335,300	370,800					
125	304,000	335,600	371,100					
126	304,300	335,900						
127	304,700	336,300						
128	305,000	336,600						

別表第4（第3条関係）

医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員以外の職員	129	305,100	336,700					
	130	305,500	337,000					
	131	305,900	337,300					
	132	306,300	337,600					
	133	306,500	337,900					
	134	306,900	338,300					
	135	307,200	338,700					
	136	307,500	339,100					
	137	307,700	339,400					
	138	308,000	339,800					
	139	308,400	340,200					
	140	308,700	340,600					
	141	308,900	340,900					
	142	309,300	341,300					
	143	309,700	341,600					
	144	310,000	342,000					
	145	310,100	342,400					
	146	310,400	342,800					
	147	310,800	343,200					
	148	311,200	343,600					
	149	311,300	343,900					
	150	311,600	344,300					
	151	311,900	344,700					
	152	312,200	345,100					
	153	312,500	345,400					
	154	312,800						
	155	313,000						
	156	313,300						
	157	313,700						
	158	314,000						
	159	314,300						
	160	314,600						
161	315,000							
162	315,300							
163	315,600							
164	315,900							
165	316,300							
166	316,600							
167	316,900							
168	317,200							
169	317,600							
再雇用職員		240,400	261,200	268,600	279,100	295,800	334,100	379,700

別表第5 (第3条関係)

技能労務職給料表

技能労務職員 の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用 技能労 務職員 以外の 技能労 務職員		円	円	円	円	円
	1	131,200	183,900	206,100	254,700	284,700
	2	132,100	185,400	207,600	255,900	286,700
	3	133,200	186,900	209,000	257,000	288,500
	4	134,100	188,500	210,300	258,200	290,400
	5	135,100	189,800	211,700	259,200	292,200
	6	136,200	191,300	213,100	260,500	294,100
	7	137,200	192,800	214,500	261,600	295,800
	8	138,200	194,200	216,000	262,900	297,600
	9	139,000	195,700	217,400	264,000	299,400
	10	140,000	196,900	219,100	265,100	301,200
	11	141,100	198,200	220,700	266,300	303,000
	12	142,200	199,400	222,100	267,600	304,800
	13	143,000	200,600	223,500	268,600	306,400
	14	144,100	201,700	225,000	269,700	308,100
	15	145,100	202,800	226,500	270,800	309,700
	16	146,100	204,000	227,900	271,800	311,300
	17	147,200	205,100	228,900	272,900	312,900
	18	148,500	206,200	229,700	274,100	314,600
	19	149,700	207,300	230,600	275,300	316,300
	20	150,900	208,300	231,700	276,200	318,100
	21	152,100	209,300	232,600	277,200	319,400
	22	153,300	210,400	234,100	278,400	320,800
	23	154,500	211,600	235,500	279,500	322,300
	24	155,700	212,600	236,600	280,500	323,800
	25	157,000	213,500	238,100	281,500	325,300
	26	158,500	214,400	239,500	282,700	326,800
	27	160,100	215,200	240,800	283,800	328,200
	28	161,600	216,100	242,100	284,900	329,700
	29	163,000	217,000	243,300	285,800	331,300
	30	164,600	218,200	244,500	287,000	332,600
	31	166,100	219,300	245,800	288,000	333,900
	32	167,600	220,200	247,100	289,000	335,100
	33	169,200	220,900	248,200	289,900	336,300
	34	171,000	222,100	249,500	290,900	337,200
	35	172,900	223,300	250,700	292,000	338,300
	36	174,700	224,500	251,900	293,100	339,400
	37	176,600	225,300	253,200	293,800	340,600
	38	178,300	226,500	254,400	294,700	341,700
	39	180,100	227,800	255,800	295,700	342,700
	40	181,800	228,900	257,100	296,600	343,800
	41	183,400	229,800	258,100	297,500	344,800
	42	184,900	231,100	259,500	298,500	345,800
	43	186,300	232,100	260,600	299,600	346,800
	44	187,800	233,200	261,900	300,500	347,900
	45	189,300	234,300	262,900	301,200	348,800
	46	190,700	235,500	264,000	302,100	349,800
	47	192,200	236,600	265,200	303,100	350,900
	48	193,600	237,600	266,200	304,000	351,900
	49	194,900	238,600	267,500	304,700	352,800
50	196,200	239,800	268,700	305,300	353,700	

別表第5 (第3条関係)

技能労務職給料表

技能労務職員 の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	51	197,300	240,900	269,900	306,000	354,700
	52	198,500	242,100	270,900	306,900	355,500
	53	199,700	243,300	272,000	307,500	356,300
	54	200,800	244,300	273,100	308,300	357,100
	55	201,900	245,200	274,400	309,000	357,900
	56	203,000	246,000	275,600	309,700	358,700
	57	204,200	247,100	276,500	310,500	359,400
	58	205,200	248,100	277,500	311,200	360,200
	59	206,200	249,100	278,700	312,000	361,000
	60	207,300	250,000	279,700	312,700	361,800
	61	208,400	251,100	280,800	313,300	362,500
	62	209,300	252,000	281,900	314,100	363,200
	63	210,200	252,900	282,900	314,800	363,900
	64	211,200	253,800	284,000	315,500	364,600
	65	211,900	254,700	285,000	316,000	365,200
	66	212,700	255,500	285,800	316,500	365,800
	67	213,400	256,300	286,600	317,100	366,300
	68	214,200	257,000	287,400	317,800	366,800
	69	214,600	257,800	288,400	318,400	367,200
	70	215,300	258,400	289,200	318,800	
	71	215,600	259,000	290,000	319,300	
	72	216,200	259,500	290,700	319,800	
再雇用 技能労 務職員 以外の 技能労 務職員	73	216,500	259,700	291,500	320,100	
	74	217,100	260,100	292,300	320,600	
	75	217,600	260,600	293,100	321,100	
	76	218,400	261,100	293,900	321,600	
	77	218,600	261,700	294,500	321,800	
	78	219,400	262,100	295,000	322,100	
	79	219,900	262,700	295,600	322,400	
	80	220,500	263,200	296,000	322,700	
	81	221,200	263,500	296,400	323,000	
	82	221,700	263,800	296,800	323,300	
	83	222,300	264,100	297,300	323,600	
	84	223,100	264,400	297,800	323,900	
	85	223,700	264,600	298,200	324,100	
	86	224,300	264,800	298,800	324,500	
	87	224,800	265,100	299,500	324,800	
	88	225,500	265,400	300,100	325,100	
89	226,000	265,600	300,400	325,300		
90	226,600	265,800	300,900	325,600		
91	227,300	266,300	301,400	325,900		
92	227,800	266,500	301,800	326,200		
93	228,200	266,800	302,200	326,400		
94	228,700	267,200	302,700	326,700		
95	229,200	267,500	303,300	327,000		
96	229,700	267,800	303,800	327,200		
97	230,300	268,000	304,100	327,400		
98	230,900	268,300	304,500	327,700		
99	231,400	268,500	305,000	328,000		
100	231,900	268,800	305,500	328,200		

別表第5 (第3条関係)

技能労務職給料表

技能労務職員 の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用 技能労 務職員 以外の 技能労 務職員	101	232,300	269,100	305,900	328,400	
	102	232,800	269,300	306,300		
	103	233,400	269,600	306,700		
	104	234,000	270,000	307,000		
	105	234,400	270,200	307,300		
	106	235,000	270,400	307,700		
	107	235,500	270,700	308,100		
	108	235,900	270,900	308,500		
	109	236,100	271,200	308,800		
	110	236,500	271,500	309,200		
	111	237,000	271,800	309,600		
	112	237,500	272,000	309,900		
	113	237,900	272,200	310,100		
	114	238,400	272,500	310,500		
	115	238,900	272,700	310,800		
	116	239,400	272,900	311,000		
	117	239,700	273,200	311,200		
	118	240,100	273,600	311,500		
	119	240,600	273,900	311,800		
	120	241,000	274,200	312,000		
	121	241,400	274,300	312,200		
	122		274,600	312,500		
	123		274,900	312,800		
	124		275,200	313,000		
	125	275,300	313,200			
	126	275,600	313,500			
	127	275,900	313,800			
	128	276,200	314,100			
	129	276,300	314,300			
	130	276,600	314,600			
	131	276,900	314,900			
	132	277,300	315,100			
	133	277,400	315,300			
	134	277,700				
	135	278,000				
	136	278,300				
	137	278,400				
再雇用 技能労 務職員		197,800	209,200	228,200	249,600	281,200

別表第6(第4条関係)

一般職給料表級別標準職務表

一 一級

主事又は技師の職務

二 二級

1 副主査の職務

2 特に高度の知識又は経験を必要とする主事又は技師の職務

三 三級

1 主査の職務

2 困難な業務を行う副主査の職務

四 四級

1 主任主査の職務

2 困難な業務を行う主査の職務

五 五級

1 副課長の職務

2 困難な業務を行う主任主査の職務

3 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務

六 六級

1 課長及び会津医療センター事務局次長の職務

2 特に困難な業務を処理する副課長の職務

3 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務

七 七級

1 事務局次長及び会津医療センター事務局長の職務

2 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務

八 八級

重要な業務を処理する事務局次長及び会津医療センター事務局長の職務

教育職給料表級別標準職務表

一 一級

助教及び助手の職務

二 二級

講師の職務

三 三級

准教授の職務

四 四級

教授の職務

医療職給料表(一) 級別標準職務表

- 一 一級
医員の職務
- 二 二級
医長の職務
- 三 三級
主任部長、科部長、科長の職務
- 四 四級
医監の職務

医療職給料表(二)級別標準職務表

- 一 一級
栄養技師、医療技師又は放射線技師の職務
- 二 二級
 - 1 困難な業務を行う栄養技師、医療技師又は放射線技師の職務
 - 2 薬剤技師の職務
- 三 三級
副主任栄養技師、副主任薬剤技師、副主任医療技師又は副主任放射線技師の職務
- 四 四級
主任栄養技師、主任薬剤技師、主任医療技師又は主任放射線技師の職務
- 五 五級
 - 1 専門栄養技師、専門薬剤技師、専門医療技師又は専門放射線技師の職務
 - 2 高度の専門的知識及び経験に基づき困難な業務を行う職務
- 六 六級
 - 1 主任専門薬剤技師、主任専門医療技師又は主任専門放射線技師の職務
 - 2 特に高度の専門的知識及び経験に基づき困難かつ重要な業務を行う職務

医療職給料表(三)級別標準職務表

- 一 一級
准看護技師の職務
- 二 二級
保健技師、助産技師又は看護技師の職務
- 三 三級
 - 1 主任保健技師、主任助産技師又は主任看護技師の職務
 - 2 副主任保健技師、副主任助産技師又は副主任看護技師の職務
- 四 四級
困難な業務を行う主任保健技師、主任助産技師又は主任看護技師の職務
- 五 五級
 - 1 専門保健技師、専門助産技師又は専門看護技師の職務
 - 2 前号と同程度の困難かつ重要な業務を行う職務

六 六級

- 1 看護部長の職務
- 2 困難な業務を行う看護部副部長の職務
- 3 困難な業務を行う専門保健技師、専門助産技師又は専門看護技師の職務
- 4 職務の内容及び責任の程度が前二及び三号と同等と認められる職務

七 七級

- 困難な業務を処理する看護部長の職務

技能労務職級別分類基準表

一 一級

- 技能職員、運転士、ボイラー技士、調理師、看護助手又は動物管理職員の職務

二 二級

- 1 主任技能職員、主任運転士、主任ボイラー技士又は主任調理師の職務
- 2 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務

三 三級

- 1 著しく困難な業務を所掌する主任技能職員、主任運転士、主任ボイラー技士又は主任調理師の職務
- 2 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務

別表第7-1 (第10条関係)

職 員	調整数
(1) 学部又は附属施設に置かれる教授、准教授又は講師で当該学部又は附属施設における教育研究の内容と直接関連を有する大学院研究科の授業を担当することを常例とするもの（以下「大学院担当教員」という。）のうち、大学院研究科の博士課程を担当する者で主任として学生に対する研究指導に従事するもの（別に定める者に限る。）	三
(2) 大学院担当教員のうち、大学院研究科の博士課程を担当する者（(1)に掲げる者を除く。）	二
(3) 大学院担当教員（(1)及び(2)に掲げる者を除く。） (4) 大学院研究科に在学する学生の指導に常時従事する助教又は助手	一
(5) 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士	三
(6) 結核患者を専ら入院させるための病棟（以下「結核病棟」という。）又は精神病患者を専ら入院させるための病棟（以下「精神病棟」という。）に勤務する看護師及び准看護師 (7) 結核患者又は精神病患者の診療に直接従事することを常例とする医師 (8) エックス線その他の放射線による診療又は照射の業務を患者に対して行うことを常例とする医師及び診療放射線技師 (9) 言語訓練の業務に従事することを常例とする職員 (10) 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件（以下「危険な病原体等」という。）の病理試験又は細菌検査を直接行う業務に従事することを常例とする職員 (11) 放射性同位元素研究施設に勤務し、放射性同位元素を取り扱う業務に従事することを常例とする職員	二
(12) 医療相談の業務を患者に直接接して行うことを本務とする職員 (13) 精神病患者の心理療法に直接従事することを本務とする職員 (14) エックス線その他の放射線を使用する診療を受ける患者の介添えの業務を常例とする看護師及び准看護師	一
(15) 神経精神医学講座に勤務する技能員	二
(16) 結核患者を専ら入院させるための病棟（以下「結核病棟」という。）又は精神病患者を専ら入院させる病棟（以下「精神病棟」という。）に勤務する看護助手	三
(17) 看護助手（(16)に掲げる者を除く。）	一

別表第7-2(第10条関係)

一般職給料表

職務の級	調整基本額
1級	6,700円。ただし、1号給6,516円、2号給6,565円、3号給6,619円、4号給6,669円
2級	8,600円
3級	9,800円
4級	10,400円
5級	10,800円
6級	11,400円
7級	12,300円
8級	12,900円
9級	14,600円
10級	16,200円

教育職給料表

職務の級	調整基本額
1級	10,700円。ただし、1号給9,792円、2号給9,891円、3号給9,990円、4号給10,089円、5号給10,192円、6号給10,291円、7号給10,390円、8号給10,494円、9号給10,606円
2級	12,200円
3級	12,900円
4級	15,300円

医療職給料表(一)

職務の級	調整基本額
1級	11,000円
2級	13,300円
3級	14,700円
4級	15,800円

医療職給料表(二)

職務の級	調整基本額
1級	6,300円
2級	8,100円
3級	9,300円
4級	9,800円
5級	10,700円
6級	11,500円
7級	12,400円

医療職給料表(三)

職務の級	調整基本額
1 級	8,200 円。ただし、1 号給 7,362 円、2 号給 7,425 円、3 号給 7,492 円、4 号給 7,555 円、5 号給 7,623 円、6 号給 7,695 円、7 号給 7,762 円、8 号給 7,830 円、9 号給 7,893 円、10 号給 7,969 円、11 号給 8,041 円、12 号給 8,113 円、13 号給 8,185 円
2 級	9,600 円。ただし、1 号給 8,622 円、2 号給 8,716 円、3 号給 8,815 円、4 号給 8,910 円、5 号給 9,009 円、6 号給 9,117 円、7 号給 9,220 円、8 号給 9,324 円、9 号給 9,441 円、10 号給 9,504 円、11 号給 9,567 円
3 級	9,900 円
4 級	10,200 円
5 級	10,600 円
6 級	11,800 円
7 級	12,700 円

別表第8(第11条関係)

特別調整額を受ける職員の職	区分
学部長 ふくしま国際医療科学センター長 ふくしま国際医療科学センター総括副センター長	一種
教授(医学部講座主任、看護学部部門長、大学院医学研究科専攻長、総合科学教育研究センター領域長、医学部附属生体情報伝達研究所研究主任又は大学健康管理センター所長の職を兼務する者に限る。) 大学院研究科長 医療人育成・支援センター長 総合科学教育研究センター長 附属学術情報センター長 放射線医学県民健康管理センター長 健康増進センター長 甲状腺・内分泌センター長 先端臨床研究センター長 医療-産業トランスレーショナルリサーチセンター長 会津医療センター附属病院長 附属病院副病院長(看護部長の職を兼務する者に限る。) 事務局次長、事務局参事、会津医療センター事務局長	二種
課長、室長 主幹 附属病院薬剤部長(医療職給料表(二)の適用を受ける者に限る。)主任専門医療技師 会津医療センター附属病院副病院長(看護部長の職を兼務する者に限る。) 主任専門放射線技師 主任専門看護技師 附属病院看護部副部長(総務担当) 会津医療センター事務局次長	三種
副課長 会津医療センター附属病院薬剤部長 附属病院看護部副部長(業務担当) 附属病院薬剤部副部長 会津医療センター附属病院看護部副部長	四種

別表第8の2（第11条関係）

一 一般職給料表

職務の級	区分	特別調整額
10級	一種	139,300円
9級	一種	129,600円
8級	二種	94,900円
7級	二種	90,300円
	三種	72,200円
6級	三種	67,500円
	四種	50,700円
5級	三種	61,900円
	四種	46,400円
4級	四種	45,400円

二 教育職給料表

職務の級	区分	特別調整額
4級	一種	133,600円
	二種	106,900円

二の1 医療職給料表（一）

職務の級	区分	特別調整額
4級	二種	110,900円
	三種	88,800円
3級	四種	63,000円

三 医療職給料表（二）

職務の級	区分	特別調整額
7級	三種	72,000円
6級	三種	67,500円
	四種	50,700円
5級	四種	46,000円

四 医療職給料表（三）

職務の級	区分	特別調整額
7級	二種	92,000円
	三種	73,600円
6級	三種	71,400円
	四種	53,600円

別表第9(第12条関係)

(単位 100円)

採用の日又は転任等の日から	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目	21年目	22年目	23年目	24年目	25年目	26年目	27年目	28年目	29年目	30年目	31年目	32年目	33年目	34年目	35年目
大学卒業の日から4年以内、大学院博士課程終了の日から3年以内	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,094	4,050	4,006	3,962	3,918	3,724	3,526	3,333	3,139	2,944	2,717	2,495	2,271	2,043	1,795	1,546	1,300	919	566
大学卒業の日から4年を超え5年以内	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,094	4,050	4,006	3,962	3,918	3,724	3,526	3,333	3,139	2,944	2,717	2,495	2,271	2,043	1,795	1,546	1,300	919	566	
採用の日又は転任等の日から	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,094	4,050	4,006	3,962	3,918	3,724	3,526	3,333	3,139	2,944	2,717	2,495	2,271	2,043	1,795	1,546	1,300	919	566	
" 5 " 6 "	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,094	4,050	4,006	3,962	3,918	3,724	3,526	3,333	3,139	2,944	2,717	2,495	2,271	2,043	1,795	1,546	1,300	919	566		
" 6 " 7 "	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,094	4,050	4,006	3,962	3,918	3,724	3,526	3,333	3,139	2,944	2,717	2,495	2,271	2,043	1,795	1,546	1,300	919	566		
" 7 " 8 "	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,094	4,050	4,006	3,962	3,918	3,724	3,526	3,333	3,139	2,944	2,717	2,495	2,271	2,043	1,795	1,546	1,300	919	566			
" 8 " 9 "	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,094	4,050	4,006	3,962	3,918	3,724	3,526	3,333	3,139	2,944	2,717	2,495	2,271	2,043	1,795	1,546	1,300	919	566				
" 9 " 10 "	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,094	4,050	4,006	3,962	3,918	3,724	3,526	3,333	3,139	2,944	2,717	2,495	2,271	2,043	1,795	1,546	1,300	919	566						
" 10 " 11 "	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,094	4,050	4,006	3,962	3,918	3,724	3,526	3,333	3,139	2,944	2,717	2,495	2,271	2,043	1,795	1,546	1,300	919	566							
" 11 " 12 "	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,094	4,050	4,006	3,962	3,918	3,724	3,526	3,333	3,139	2,944	2,717	2,495	2,271	2,043	1,795	1,546	1,300	919	566								
" 12 " 13 "	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,094	4,050	4,006	3,962	3,918	3,724	3,526	3,333	3,139	2,944	2,717	2,495	2,271	2,043	1,795	1,546	1,300	919	566									
" 13 " 14 "	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,094	4,050	4,006	3,962	3,918	3,724	3,526	3,333	3,139	2,944	2,717	2,495	2,271	2,043	1,795	1,546	1,300	919	566										
" 14 " 15 "	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138	4,094	4,050	4,006	3,962	3,918	3,724	3,526	3,333	3,139	2,944	2,717	2,495	2,271	2,043	1,795	1,546	1,300	919	566											
" 15 " 16 "	4,138	4,138	4,138	4,138	4,094	4,050	4,006	3,962	3,918	3,724	3,526	3,333	3,139	2,944	2,717	2,495	2,271	2,043	1,795	1,546	1,300	919	566												
" 16 " 17 "	4,138	4,138	4,138	4,094	4,050	4,006	3,962	3,918	3,724	3,526	3,333	3,139	2,944	2,717	2,495	2,271	2,043	1,795	1,546	1,300	919	566													
" 17 " 18 "	4,138	4,138	4,094	4,050	4,006	3,962	3,918	3,724	3,526	3,333	3,139	2,944	2,717	2,495	2,271	2,043	1,795	1,546	1,300	919	566														
" 18 " 19 "	4,138	4,094	4,050	4,006	3,962	3,918	3,724	3,526	3,333	3,139	2,944	2,717	2,495	2,271	2,043	1,795	1,546	1,300	919	566															
" 19 " 20 "	4,094	4,050	4,006	3,962	3,918	3,724	3,526	3,333	3,139	2,944	2,717	2,495	2,271	2,043	1,795	1,546	1,300	919	566																
" 20 " 21 "	4,050	4,006	3,962	3,918	3,724	3,526	3,333	3,139	2,944	2,717	2,495	2,271	2,043	1,795	1,546	1,300	919	566																	
" 21 " 22 "	4,006	3,962	3,918	3,724	3,526	3,333	3,139	2,944	2,717	2,495	2,271	2,043	1,795	1,546	1,300	919	566																		
" 22 " 23 "	3,962	3,918	3,724	3,526	3,333	3,139	2,944	2,717	2,495	2,271	2,043	1,795	1,546	1,300	919	566																			
" 23 " 24 "	3,918	3,724	3,526	3,333	3,139	2,944	2,717	2,495	2,271	2,043	1,795	1,546	1,300	919	566																				
" 24 " 25 "	3,724	3,526	3,333	3,139	2,944	2,717	2,495	2,271	2,043	1,795	1,546	1,300	919	566																					
" 25 " 26 "	3,526	3,333	3,139	2,944	2,717	2,495	2,271	2,043	1,795	1,546	1,300	919	566																						
" 26 " 27 "	3,333	3,139	2,944	2,717	2,495	2,271	2,043	1,795	1,546	1,300	919	566																							
" 27 " 28 "	3,139	2,944	2,717	2,495	2,271	2,043	1,795	1,546	1,300	919	566																								
" 28 " 29 "	2,944	2,717	2,495	2,271	2,043	1,795	1,546	1,300	919	566																									
" 29 " 30 "	2,717	2,495	2,271	2,043	1,795	1,546	1,300	919	566																										
" 30 " 31 "	2,495	2,271	2,043	1,795	1,546	1,300	919	566																											
" 31 " 32 "	2,271	2,043	1,795	1,546	1,300	919	566																												
" 32 " 33 "	2,043	1,795	1,546	1,300	919	566																													
" 33 " 34 "	1,795	1,546	1,300	919	566																														
" 34 " 35 "	1,546	1,300	919	566																															
" 35 " 36 "	1,300	919	566																																
" 36 " 37 "	919	566																																	

備考

- 1 臨床研修を経た場合は2年、実地修練を経た場合は1年をそれぞれ経過期間に加えるものとする。
- 2 大学には、旧専門学校令(明治36年勅令第61号)又は旧官立専門学校官制(昭和21年勅令第210号)による専門学校及び昭和15年勅令第278号(国立総合大学及び官立医科大学=臨時附属医学専門部ヲ設置スルノ件)による医学部を含む。

別表第9の2(第12条関係)

(単位 100円)

採用の日又は転任等の日から		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目	21年目	22年目	23年目	24年目	25年目	26年目	27年目	28年目	29年目	30年目	31年目	32年目	33年目	34年目	35年目
採用の日又は転任等の日における経過期間	大学卒業の日から4年以内、大学院博士課程終了の日から3年以内	500	500	500	500	500	500	482	464	446	428	410	392	374	356	342	328	314	300	286	272	258	252	246	237	231	225	219	213	206	203	199	193	185	176	169
	大学卒業の日から4年を超え5年内	500	500	500	500	500	482	464	446	428	410	392	374	356	342	328	314	300	286	272	258	252	246	237	231	225	219	213	206	203	199	193	185	176	169	
	〃 5 〃 6 〃	500	500	500	500	482	464	446	428	410	392	374	356	342	328	314	300	286	272	258	252	246	237	231	225	219	213	206	203	199	193	185	176	169		
	〃 6 〃 7 〃	500	500	500	482	464	446	428	410	392	374	356	342	328	314	300	286	272	258	252	246	237	231	225	219	213	206	203	199	193	185	176	169			
	〃 7 〃 8 〃	500	500	482	464	446	428	410	392	374	356	342	328	314	300	286	272	258	252	246	237	231	225	219	213	206	203	199	193	185	176	169				
	〃 8 〃 9 〃	500	482	464	446	428	410	392	374	356	342	328	314	300	286	272	258	252	246	237	231	225	219	213	206	203	199	193	185	176	169					
	〃 9 〃 10 〃	482	464	446	428	410	392	374	356	342	328	314	300	286	272	258	252	246	237	231	225	219	213	206	203	199	193	185	176	169						
	〃 10 〃 11 〃	464	446	428	410	392	374	356	342	328	314	300	286	272	258	252	246	237	231	225	219	213	206	203	199	193	185	176	169							
	〃 11 〃 12 〃	446	428	410	392	374	356	342	328	314	300	286	272	258	252	246	237	231	225	219	213	206	203	199	193	185	176	169								
	〃 12 〃 13 〃	428	410	392	374	356	342	328	314	300	286	272	258	252	246	237	231	225	219	213	206	203	199	193	185	176	169									
	〃 13 〃 14 〃	410	392	374	356	342	328	314	300	286	272	258	252	246	237	231	225	219	213	206	203	199	193	185	176	169										
	〃 14 〃 15 〃	392	374	356	342	328	314	300	286	272	258	252	246	237	231	225	219	213	206	203	199	193	185	176	169											
	〃 15 〃 16 〃	374	356	342	328	314	300	286	272	258	252	246	237	231	225	219	213	206	203	199	193	185	176	169												
	〃 16 〃 17 〃	356	342	328	314	300	286	272	258	252	246	237	231	225	219	213	206	203	199	193	185	176	169													
	〃 17 〃 18 〃	342	328	314	300	286	272	258	252	246	237	231	225	219	213	206	203	199	193	185	176	169														
	〃 18 〃 19 〃	328	314	300	286	272	258	252	246	237	231	225	219	213	206	203	199	193	185	176	169															
	〃 19 〃 20 〃	314	300	286	272	258	252	246	237	231	225	219	213	206	203	199	193	185	176	169																
	〃 20 〃 21 〃	300	286	272	258	252	246	237	231	225	219	213	206	203	199	193	185	176	169																	
	〃 21 〃 22 〃	286	272	258	252	246	237	231	225	219	213	206	203	199	193	185	176	169																		
	〃 22 〃 23 〃	272	258	252	246	237	231	225	219	213	206	203	199	193	185	176	169																			
	〃 23 〃 24 〃	258	252	246	237	231	225	219	213	206	203	199	193	185	176	169																				
	〃 24 〃 25 〃	252	246	237	231	225	219	213	206	203	199	193	185	176	169																					
	〃 25 〃 26 〃	246	237	231	225	219	213	206	203	199	193	185	176	169																						
	〃 26 〃 27 〃	237	231	225	219	213	206	203	199	193	185	176	169																							
	〃 27 〃 28 〃	231	225	219	213	206	203	199	193	185	176	169																								
	〃 28 〃 29 〃	225	219	213	206	203	199	193	185	176	169																									
	〃 29 〃 30 〃	219	213	206	203	199	193	185	176	169																										
	〃 30 〃 31 〃	213	206	203	199	193	185	176	169																											
	〃 31 〃 32 〃	206	203	199	193	185	176	169																												
	〃 32 〃 33 〃	203	199	193	185	176	169																													
	〃 33 〃 34 〃	199	193	185	176	169																														
	〃 34 〃 35 〃	193	185	176	169																															
	〃 35 〃 36 〃	185	176	169																																
	〃 36 〃 37 〃	176	169																																	

備考

- 1 臨床研修を経た場合は2年、実地修練を経た場合は1年をそれぞれ経過期間に加えるものとする。
- 2 大学には、旧専門学校令(明治36年勅令第61号)又は旧官立専門学校官制(昭和21年勅令第210号)による専門学校及び昭和15年勅令第278号(国立総合大学及び官立医科大学二臨時附属医学専門部7設置ノ件)による医学部を含む。

別表第10(第30条関係)

給料表	職員	加算割合
一般職給料表	1 職務の級八級以上の職員	百分の二十
	2 職務の級七級及び六級の職員	百分の十五(職務の級七級の職員のうち理事長が定める職員にあっては百分の二十)
	3 職務の級五級	百分の十
	4 職務の級四級及び三級の職員	百分の五(職務の級四級の職員のうち理事長が定める職員にあっては百分の十)
教育職給料表	1 職務の級四級の職員	百分の十五(理事長が定める職員にあっては百分の二十)
	2 職務の級三級及び二級の職員	百分の十(職務の級三級の職員のうち理事長が定める職員にあっては百分の十五)
	3 職務の級一級の職員のうち理事長が定める職員	百分の五
医療職給料表(一)	1 職務の級四級及び三級の職員	百分の十五(職務の級四級の職員のうち理事長が定める職員にあっては百分の二十)
	2 職務の級二級の職員	百分の十
	3 職務の級一級の職員のうち理事長が定める職員	百分の五
医療職給料表(二)	1 職務の級七級及び六級の職員	百分の十五
	2 職務の級五級及び四級の職員	百分の十
	3 職務の級三級の職員	百分の五
医療職給料表(三)	1 職務の級七級及び六級の職員	百分の十五
	2 職務の級五級及び四級の職員	百分の十
	3 職務の級三級の職員のうち理事長が定める職員	百分の五

別表第11(第32条関係)

地域の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
会津若松市の地域に在勤する職員	17,800円	10,200円	7,360円